

令和3年12月27日招集

12月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度12月新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年12月27日(月)午後1時56分から午後2時43分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (21人)

1番 虎澤栄三	2番 石山和徳	3番 渡邊芳枝
4番 小戸田修子	5番 鈴木健二	6番 小熊義信
7番 山岸信一	8番 成田誠一	9番 内藤浩一
10番 谷澤康雄	11番 坂井雄一	12番 塚原幸夫
13番 鈴木金一	14番 別所正幸	15番 神田和博
16番 石塚絹代	17番 田中さとみ	18番 仁多見繁隆
19番 齋藤茂博		
9番 小林信夫(農地利用最適化推進委員)		
19番 阿部嘉壽一(農地利用最適化推進委員)		

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第61号	農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて
議案第62号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第63号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第65号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第64号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	令和4年農作業賃金・作業料金の参考額について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主事	石井健一
管理係主査	遠藤文博	管理係主査	松井雅徳		

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより12月定例総会を開会いたします。本日は、全ての農業委員からご出席いただいております。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、調査委員長として農地利用最適化推進委員の小林信夫委員、阿部嘉壽一委員からご出席いただいております。よろしくお願いたします。同会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。18番仁多見繁隆委員、19番齋藤茂博委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長について、ご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長または部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることにいたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長を鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p>

農地係長	<p>それでは、議案第61号農地法第5条許可に関する処分の取り消しについて、事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書本冊1ページをご覧ください。議案第61号農地法第5条許可に関する処分の取り消しについてです。大形地区第1号は、個人住宅建築敷地に転用するため、令和2年10月30日付で許可を得ました。しかし、その後に譲受人の資金繰りが難しくなったため、転用計画を断念することとなり、農地法第5条許可の取消の申請があったものです。申請地は、東区本所3丁目の畑1筆で92㎡、農用地区域外です。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第61号農地法第5条許可に関する処分の取り消しについて、原案の通り決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。議事を進めます。議事の都合上、追加の議案第65号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第62号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第63号農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、初めに今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、石山地区で3件、大形地区で1件、大江山地区で1件、両川地区で1件、亀田地区で1件の計7件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、横</p>

越地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件、両川地区で2件、横越地区で1件の計4件です。また、先ほどご審議いただいた農地法第5条許可の取り消しが、大形地区で1件です。今月の議案件数は合計で13件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。

それでは、議案第65号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご覧ください。1ページの石山地区第1号は、農地の持ち分を売買によって取得するものです。申請地は、中央区山二ツの田1筆1,824㎡で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、約71.92aです。農業従事者は、2名で農作業経験に問題はありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、当該地において、譲受人が1,824分の1,000の持ち分を有し、現状耕作しています。この度、譲渡人の経営規模縮小に伴い、当該地の残りの持ち分を売却したい旨の申出があり、本申請を行ったものです。

続きまして、石山地区第2号及び第3号は、同一経営体内の親から子への贈与になります。第2号及び第3号の申請地は、中央区長潟の田、それぞれ2筆1,966㎡で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、約190.19aです。譲受人2名を含めた農業従事者は、4名で農作業経験に問題はありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。

続きまして、2ページの両川地区第6号は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借権の設定になります。申請地は、江南区割野の田22筆11,922㎡、畑43筆13,460.95㎡、計65筆25,382.95㎡で、農用地区域内です。譲受人の経営面積は、約259.98aです。農業従事者は、3名で農作業経験に問題はありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。譲受人は、就農前の2年間、国補助事業である農業次世代人材投資資金を活用し農業研修を行い、本年2月7日に親元就農しました。同補助事業では、親元就農の場合、就農後1年以内の経営移譲が要件とされているため、それに伴う使用貸借権の設定となります。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よ

議長(農地部会長)	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が2件、第5条申請が3件でした。</p> <p>まず、追加議案第65号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ4号は、譲受人から事情聴取しました。農地を贈与によって、取得するものです。譲渡人は農業廃業のため、譲受人は経営規模拡大のため、申請に至りました。申請地は、東区一日市の畑1筆807㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積、444.36aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて管理されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>2ページ5号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人は耕作ができないため、譲受人は経営規模の拡大のため、申請に至りました。申請地は、江南区直り山の畑7筆276㎡で、農用地区域外です。世帯の経営面積は、129.8aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて管理されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第63号農地法第5条許可申請についてです。3ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、手狭となり、祖父の農地に個人住宅を建築するため、今回の申請に至りました。申請地は、東区本所1丁目の畑1筆423㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地のため、第3種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで、工事を行わないよう指導しました。</p> <p>3ページ2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、手狭となり、祖母の農地に</p>

	<p>個人住宅を建築するため今回の申請に至りました。申請地は、江南区嘉瀬の畑1筆 294 m²です。農地区分は、申請地の北西に10ha以上の農地が広がっているため、第1種農地ですが、住宅であり集落に接続して設置されるため許可できるものです。資金は、借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>3ページ3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、手狭となり、妻の祖母の農地に個人住宅を建築するため今回の申請に至りました。申請地は、江南区嘉瀬の畑1筆 243 m²です。農地区分は、申請地の北西に10ha以上の農地が広がっているため、第1種農地ですが、住宅であり集落に接続して設置されるため許可できるものです。資金は、借入金で賄います。転用にあたり、周辺農地に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、農地法第4条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が1件でした。</p> <p>初めに、議案第65号農地法第3条許可申請に関する処分決定についてです。亀田地区7号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買で取得するものです。譲渡人が高齢で耕作出来ないこと、隣地の譲受人が規模拡大のため、両者合意し売買で所有権を移転するために、申請となりました。申請地は、江南区茅野山、田1筆 373 m²、農用地区域内です。譲受人の経営面積は、94,871 m²、農業従事者は2名です。農業経験に問題はなく、耕作に必要な農機具も所有しています。経営農地は全て耕作されており、今後も耕作ができるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第62号農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。議案書2ページ横越地区1号は、転用者の代理人より事</p>

	<p>情聴取しました。自己所有地を、貸露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、西区に事務所を持つ建設業者から、申請地の近隣で住宅関係の工事現場が多いため、資材置場として借用したいとの申し出があり、申請となりました。申請地は、江南区藤山2丁目、畑1筆441㎡です。農地区分は、申請地北側が集団的な農地であり、10ha以上の規模の区域内にある農地で、原則許可できない第1種農地と判断しましたが、転用者が地域に居住する方で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当することから許可できると判断しました。資金は、全額自己資金で賄います。転用にあたり、雨水は自然浸透で処理し、周辺の隣地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第63号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてであります。議案書3ページ横越地区4号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、自動車修理工場建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、自宅敷地内で車の修理工場を営んでいますが、顧客も増え敷地が手狭になったため、自宅近くでの用地を考えていたところ、希望する用地が見つかり申請となりました。申請地は、江南区小杉4丁目、田1筆895㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。資金は全額、金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局並びに調査委員長の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第65号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相当と決定することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案第62号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので許可と決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案第63号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに、異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので許可と決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、を一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の4ページから9ページになります。石山地区で2件、大形地区で4件、曾野木地区で3件、両川地区で2件、横越地区で5件、亀田地区で8件の計24件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の10、11ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により、権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。な</p>

	<p>お、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。石山地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で2件、曾野木地区で1件、横越地区で2件、亀田地区で5件の計12件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の12、13ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の14件について、照会がありました。新潟地区で1件、石山地区で2件、大形地区で1件、大江山地区で2件、鳥屋野地区で4件、曾野木地区で1件、両川地区で1件、亀田地区で2件の照会で、13件を非農地として回答し、大江山第6号については、畑として回答しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の15ページをご覧ください。鳥屋野地区で3件、4,654㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の16、17ページをご覧ください。石山地区で3件、大形地区で2件、横越地区で2件、亀田地区で1件の計8件3,846㎡を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
議長(農政振興部職務代理者)	<p>(齋藤農政振興部会長職務代理者 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第64号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p>

別冊の議案第64号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、89件、477,259㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が、曾野木地区1件、両川地区2件、大江山地区11件、大形地区6件、横越地区5件、亀田地区1件、所有権移転が曾野木地区5件、横越地区3件で面積は139,738㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区7件、両川地区12件、石山地区2件、大江山地区3件、大形地区8件、横越地区8件、亀田地区15件で面積は、337,521㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字が、ページ数となります。1ページをご覧ください。すべて相対で、新規契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。続きまして、7ページをご覧ください。すべて相対で更新契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座、現金または物納で支払うことで、合意した内容となっています。次に、18ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、すべて譲渡人の農地処分のため、譲受人に打診したところ、双方で合意した内容となります。4号、5号が同一人で分けてあるのは、4号が青地、5号が白地によるものです。また、4号から5号は法人の構成員で、当該法人に農地を利用権設定により貸付けているため、基盤強化法での所有権移転の面積要件を満たしていませんが、受け手要件の適用が除外されています。ただし、除外条件として、構成員が受ける利用権の設定等と構成員が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等は、同一の農用地・利用集積計画において行う必要があることから、関連案件として、1ページ1号で、譲受人が構成員となっている法人との間で利用権を設定しています。続きまして、20ページをご覧ください。こちらは、利用権移転の案件になります。すべて移転を受けるものが、耕作した方が効率的なことから合意した案件になります。次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。両川地区1件、石山地区1件、横越地区15件、亀田地区14件で面積は163,568㎡です。次に、21ページをご覧ください。こちらは中間管理権の新規の案件で

	<p>す。7号は小杉下地区の、26号から31号は駒込地区の地域集積協力金に伴い、中間管理機構へ貸付けする案件です。なお、賃借料記載欄に、金額が表示されていない案件があります。これは、機構に貸し付けた農地を話し合いによる利用配分により、出し手自身に集約化されたことに伴い、賃借料が0円となったため金額が表示されていません。土地改良費を借り手が負担するのは2号から4号、6号、8号から10号、23号で、それ以外は貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、1月17日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより議案第64号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊17ページ55号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p>
	<p>(農事組合法人あしぬまカントリー構成員 1番 虎澤栄三委員 退室)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>別冊17ページ55号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>

議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>(農事組合法人あしぬまカントリー構成員 1番 虎澤栄三委員 入室、着席)</p> <p>続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。</p> <p>別冊20ページ3号は出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p>
	<p>(9番 別所正幸委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>別冊20ページ3号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
	<p>(9番 別所正幸委員 入室、着席)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>次に、先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p>
	<p>続きまして、報告に移ります。別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページからの計画案については、先ほどの議案第64号21ページから27ページの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分する計画案となっています。8ページをご覧ください。こちらは、中間管理権移転の案件となります。1号から14号は、耕作の利便性のため合意した案件、15号、16号は、駒込地区の地域集積協力金にかかる案件です。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19</p>

<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>条の規定による新潟市農用地利用配分計画です。最後になります が、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、2月 末に県の公告を予定しています。以上、報告を終わります。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありません か。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本日配布の資 料番号1 令和4年農作業賃金・作業料金の参考額について、事務局 より説明をお願いいたします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>資料1をご覧ください。先般、農政振興部会を開催し、令和4年の 参考額を決定いただきました。決定するにあたり、委員の皆様から 提出いただいた各地区の実勢価格を基にしました。最初に農作業賃 金ですが、令和3年1月に農業委員会が公表した価格を参考に、実 際の調査価格の推移を比較して、振興部会の委員の皆さんからご検 討いただいた結果です。新潟県の最低賃金が、10月1日に改定し た結果、1日当たり8時間として6,872円となります。これにより、 田作業手作業、畑作業の屋外・屋内、果樹作業、梅もぎ及び球根屋 外作業6項目については、200円増額の6,900円に決定しました。 その他の項目は、昨年と同額となりました。次に、機械作業料金で すが、昨年と同額の価格とすることで決定いただきました。参考額 については、1月から農業委員会でチラシを設置し、3月発行予定 の農業委員会だよりで周知を行いますのでよろしく願います。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありません か。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。 以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤 会長と交代いたします。</p>

議長(会長)	<p>鈴木農地部会長、齋藤農政振興部会長職務代理者、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料2令和4年1月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、5日、14日、25日が届出の締切日、11日が許可申請の締切日となっております。4日は、午前10時から6農業委員会会長挨拶回りがあります。虎澤会長にご出席いただき、市長、副市長や正副議長などへ挨拶回りを行います。5日は、午後1時30分から虎澤会長と山岸会長職務代理者が管内の農業関係機関へ挨拶回りを行います。17日は、午後1時30分から県農業会議常設審議委員会が、午後3時から下越地区農業委員会連絡協議会理事会がJ A新潟ビルで行われます。虎澤会長から、ご出席をいただきます。26日は、午後1時15分から東ブロック対策委員会が入札室で、南ブロック対策委員会が301会議室で開催されます。午後2時からは第1地域調査委員会が入札室で予定されております。また、農政振興部会が午後2時から302会議室で開催されます。27日は、入札室で午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が開催され、第2地域調査委員会が2時から予定されております。28日は、午前10時から亀田郷農業再生協議会が、302会議室で開催されます。虎澤会長から、ご出席いただきます。31日は、午後2時から1月定例総会を302会議室で開催いたします。総会終了後、午後3時頃から会長室で、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催されます。虎澤会長をはじめ役員が出席いたします。業務予定については、以上でございます</p>
議長(会長)	<p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>

議長(会長)	他に事務局からありませんか。 (なし)
議長(会長)	他にないようですので、以上で12月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 仁多見繁隆

署名委員 齋藤茂博
